

【限度額適用認定証について】

医療機関窓口でのお支払いが高額になりそうな時には、事前申請により限度額適用認定証の交付を受け、医療機関の窓口で提示すると自己負担限度額までの支払いで済みます。

【限度額適用認定証の提示ができなかった場合】

医療機関へ自己負担額を支払った後、「高額療養費支給申請書」を協会けんぽ（医療保険者）に提出すると、自己負担額と自己負担限度額の差額が支給されます。ただし、医療機関での診療内容等を確認する必要があるため、支給については最短でも診療月後3ヵ月以上先となります。

(例) 1カ月の総医療費（10割）：100万円 窓口負担割合：3割
所得区分：ウ（標準報酬月額：28万～50万円の方）

限度額適用認定証を
利用しない

自己負担額 **300,000** 円

高額療養費支給申請書をご提出いただきますと、差額の212,570円が払い戻されます。

限度額適用認定証を
利用する

自己負担額 **87,430** 円

高額療養費の申請が不要となります。

※. 保険医療機関（入院・外来別）、保険薬局等それぞれで自己負担額を計算します。
同月に入院や外来で複数受診がある場合などは、高額療養費の申請が必要になることがあります。
（保険外負担分（差額ベッド代など）や入院時の食事負担額等は対象外です。）

【70歳以上75歳未満の方の限度額適用認定証について】

平成30年8月診療分から、高齢受給者証の一部負担金の割合が3割かつ、標準報酬月額が28万円～79万円まで（現役並み所得ⅠまたはⅡ）の方は、健康保険証、高齢受給者証、限度額適用認定証の3点を医療機関の窓口で提示することで所得区分に応じた自己負担限度額までの支払いとなります。

医療費が高額になりそうなときは限度額適用認定証をご利用ください。

なお、一部負担金の割合が2割（一般所得者）の方、または一部負担金の割合が3割かつ標準報酬月額が83万円以上（現役並み所得Ⅲ）の方は、これまで通り、健康保険証、高齢受給者証の2点を医療機関の窓口で提示することで所得区分に応じた自己負担限度額までの支払いとなります。（限度額適用認定証は発行されません。）

詳細については、協会けんぽホームページに掲載しておりますので、ぜひご一読ください。<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

協会けんぽ

検索